

大阪労働局からのお知らせ

事業主のみなさまへ

今年度労働保険料第3期分の納付期限は
令和6年1月31日（水） です。

納付書につきましては、厚生労働省から送付されますので、最寄りの金融機関（銀行・信金・信組・農協・郵便局）で納付してください。

なお、口座振替納付をご利用されている場合は、納付書は送付されません。

成立手続については 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課
保険料の納付については 大阪労働局 労働保険徴収課

☎(06)4790-6340
☎(06)4790-6330

または 管轄の労働基準監督署 まで



ひと、暮らし、みらいのために

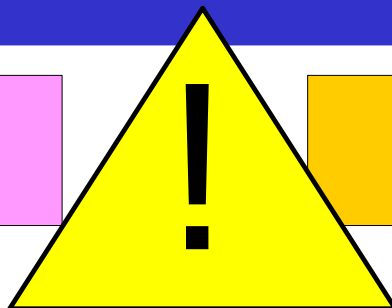
厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

大阪労働局からのお知らせ

年度更新の手続きが遅れる
と・・・

労働保険料の納付が遅れる
と・・・



政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに
**追徴金（納付すべき保険料・拠出金の1
0%）**を課す場合があります

法定納付期限の翌日から 完納された日の
前日までの**延滞金**を課す場合があります

納付期日最終日は、銀行・郵便局窓口において混雑が予想されます。
混雑緩和のための早期納付のご理解・ご協力をお願いいたします。

成立手続 については 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課
保険料の納付 については 大阪労働局 労働保険徴収課

☎(06)4790-6340
☎(06)4790-6330

または 管轄の労働基準監督署 まで



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and
Welfare

大阪労働局からのお知らせ

事業主のみなさまへ

今年度労働保険料第3期分の納付期限は
令和6年1月31日（水） です。

申告・成立手続については 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課

保険料の納付については 大阪労働局

☎(06)4790-6340

労働保険徴収課

☎(06)4790-6330

または 管轄の労働基準監督署 まで



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare